

答申第 1 4 3 号
(諮問第 1 6 6 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和 6 年 7 月 30 日付けで行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 6 年 7 月 17 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

令和 6 年度医療施設等施設整備費補助金内示

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、次の公文書を特定し、条例第 7 条第 5 号に掲げる情報が記録されているとして、一部公開決定（以下「本件一部公開決定」という。）を行い、令和 6 年 7 月 30 日付けで審査請求人に通知した。

令和 6 年度医療施設等施設整備費補助金内示

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定について、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 6 年 8 月 5 日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

「大分県情報公開条例第 7 条第 5 号に該当するため」として非公開となっている箇所の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

非公開の根拠として挙げられている県情報公開条例第 7 条第 5 号について、内示

額が非公開となっていることは、県税の使途・配分の公平性の観点から疑義がある。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の意義・性格について

本件対象公文書は、有床診療所等がプリンクラー等を整備する事業について、補助事業者である有床診療所等の管理者に内示額を通知する文書及びその起案文書である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性判断について

(1) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条は、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と規定し、同条第5号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

補助金の内示額は、すでに公表されている補助金交付要綱等に記載の補助単価や補助率から算出される補助金額の上限となる。そのため、内示額から逆算することで施設が想定している工事業者選定に係る入札の予定価格を第三者が容易に推測することが可能となり、不適正な入札につながることで当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、条例第7条第5号に該当するものと判断される。

(2) 審査請求の理由に対する反論について

「内示額が非公開となっていることは、県税の使途・配分の公平性の観点から疑義があります」ということであるが、事業全体の内示額は公開しており、公金の支出額及び使途は明らかにされている。施設ごとの内示額については、公金の使途の透明性の確保と第3に掲げる不適正な入札につながるおそれとを比較考慮した場合に、公開しない利益の方が大きいと考える。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

弁明書第3項について、『補助金の内示額は、すでに公表されている補助金交付要綱等の補助単価や補助率から算出される補助金額の上限となる。そのため、内示額から逆算することで施設が想定している工事業者選定に係る入札の予定価格を

第三者が容易に推測することが可能』となることを理由として、貴県情報公開条例第7条第5項に該当するとの判断が行われているが、貴県の知事部局等が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務、及び令和6年度からは物品・役務の調達においても、大分県共同利用型入札情報サービスシステムに掲載されている、一般競争入札の入札公告文、指名競争入札の指名通知書では、工事の対象箇所や施設名称、予定価格が、開札時には落札業者（落札候補者）と落札金額（応札金額）、最低制限価格等が公表されている。また、貴県のホームページでは、随意契約の締結情報として業務名と相手方、契約金額が公表されている。

翻って、貴職による今回の公文書の一部公開決定措置においては、内示額を非公表としているが、弁明書の『予定価格を第三者が容易に推測することが可能』となるという箇所と、内示額の開示が『当該事業の適正な遂行に支障を及ぼす』ことに関連性はない。

加えて、当該の交付金を受けた施設の運営者が施設整備を行う際には、工事、又は役務を行う外部の施工事業者に実際の作業を委託すると考えられる。これは施設運営者と施工事業者との間で締結する随意契約であり、この内容を非公表とすることは弁明書第3項に記された貴職の文言と相反するものである。

また第4項について、事業全体の内示額のみ公開では、各施設の内示額が整備内容に見合った金額であるか否かを判断する根拠に乏しい。加えて、『公金の使途の透明性の確保と第3に掲げる不適正な入札につながるおそれとを比較考慮した場合に、公開しない利益の方が大きいと考える。』とあるが、この『公開しない利益』の基準が弁明書に記載されておらず、公開した場合の利益との具体的な差も不明であることから、『大きいと考える』という判断は貴職の主観の域を脱しえない。

よって、今回貴職より開示された内容では、貴職が主張する県税の使途・配分の公平性が十分に確保されているとはいいがたい。

それぞれの交付金の原資が県税から支出されたものであることを鑑みて、弊社としては改めて情報の開示を求めたい。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、有床診療所等がスプリンクラー等を整備する事業である医療施設等施設整備費補助金の有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関して、補助事業者である有床診療所等の管理者に補助金の内示額を通知する文書及びその起案文書である。

2 本件対象公文書の非公開情報該当性について

(1) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂

行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報として定めている。

(2) 本件対象公文書の条例第7条第5号該当性について

本件対象公文書について、実施機関は、本補助金の内示額は、すでに公表されている補助金交付要綱等に記載の補助単価や補助率から算出される補助金額の上限となるため、内示額から逆算することで施設が想定している工事業者選定に係る入札の予定価格を第三者が容易に推測することが可能となり、不適正な入札につながるにより当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

また、事業全体の内示額は公開しており、公金の支出額及び使途は明らかにされており、施設ごとの内示額についても、公金の使途の透明性の確保と不適正な入札につながるおそれとを比較考慮した場合に、公開しない利益の方が大きいと主張している。

そこで、本件対象公文書の条例第7条第5号該当性について検討する。

本件対象公文書に係る施設毎の国庫補助予定額の算定に当たっては、各医療機関から提出された施設整備計画に基づき補助額を算定している。当該補助金における補助率は、インターネット等で閲覧可能となっている当該補助金交付要綱において示されており、本件対象公文書の内示額が公開されれば、要綱で示された補助率と本件対象公文書の内示額を照らし合わせることで、各施設の施設整備事業における支出可能な交付金の上限額や事業計画における全体の事業費が推察できることとなる。

国が交付する補助金、交付金等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法第179号。以下「適正化法」という。）第3条第1項において、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」と規定し、同条第2項において、「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」と規定しており、国及び補助事業者の双方が、補助金が国民の公金から支出されているという点に特に留意して、適正かつ効率的に使用しなければならないこととなっている。県独自の補助金の場合も「大分県補助金等交付規則」（昭和43年大分県規則第27号）その他の関係通知において、適正化法と同様の目的と内容を定めている。

本件補助金の交付要綱においても、適正化法等の規定により補助事業を実施することとされており、本件補助金の補助事業において決定される契約額は、適正かつ効率的に決定されなければならないが、本件補助事業においては補助事業者による事業者負担も存することを踏まえると、公正かつ客観的な基準による競争によ

り契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当といえる。

もし上記の支出可能な補助金の上限額や事業計画における全体の事業費が推察できると、契約額がそれらの額に合わせて高止まりすることは十分想定しうるものであり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすとする実施機関の主張は特段不合理なものとは見受けられない。

なお、審査請求人は、県が発注する建設工事等の公共工事において入札予定価格が公表されていることや随意契約の締結情報として契約金額が公表されていることを主張している。入札予定価格の事前公表については、一般的に、入札予定価格を探る不正行為の防止や入札回数が少なくなるなどのメリットがある一方、公表された入札予定価格を目指すことにより競争原理が制限されて落札価格が高止まったり、積算能力が不十分な事業者が受注できるなどのデメリットがあり、県が発注する建設工事等の公共工事に関しては、地域の実情や上記のメリットやデメリットを検討した上で、入札予定価格の事前公表が採用されているものと見受けられるが、これは県が発注する公共事業の状況に基づき事前公表が採用されているものであり、本件補助金の交付を受けた各施設が発注する工事については、上記適正化法の考えに基づき判断したものと解される。また、随意契約の締結情報として公表されている契約金額は、契約締結後に公表されているものである。以上のことからすると、審査請求人の主張を採用することはできない。

よって、実施機関が非公開とした上記の部分は条例第7条第5号に該当する。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和6年11月8日	諮 問
令和6年11月27日	事案審議（令和6年度第8回審査会）
令和6年12月20日	事案審議（令和6年度第9回審査会）
令和7年1月31日	事案審議（令和6年度第10回審査会）
令和7年2月26日	答申決定（令和6年度第11回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	

梶原百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
-------	----------------	--